

議 長	副 議 長	局 長	次 長	議事係長	係

議員定数に関する特別委員会会議録			
日 時	平成10年11月19日(木)	開 議	午後0時30分
		散 会	午後6時46分
場 所	第2委員会室		
議 題	継続審査案件		
出席委員	中畑委員長、佐々木(勝)委員長、鈴木、松本、見楚谷、斉藤、佐野、佐藤(幸)、新野、武井、西脇、高階各委員		
説明員	総務・財政・企画各部長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に見楚谷、西脇両委員を指名。継続案件を一括議題とする。会議に諮り、森 啓北海学園大学教授から議員定数について意見聴取することに決定する。

森教授

現在、懸案になっている問題について、このようにしたらよいかを言うつもりはもとよりない。それは議会で決めることである。ただ、このような問題をこのように考えることも判断をするにあたっては大切ではないかということをお願いしたい。

(1) 現在、全国的に議員定数削減という流れが起きている。その理由は前橋本内閣が唱えた金融改革・政治改革など「改革の時代」ということであった。バブル経済が崩壊し、民間が不景気になれば、税収も少なくなる。それに関連して出てきている訳だが、行政改革に対して議会改革ということが実は問題である。議会改革は議員定数削減ということだけなのかという問題が論点の一つだと思う。財政が厳しい中で職員の人員削減を行っているので、我々議員も痛みをともにしなければということがイコール議員定数削減という議論につながっているようである。

(2) 一つの判断基準として、自由民権運動との対抗の中で山県有朋が明治21年に市町村制・郡制・府県制という日本の自治制度をつくった時以来備わった議員数が人口割ということである。地方交付税は人口割で配分されるが、まちによっては異常に過密・過疎が進んでいることから、これについては単に人口割ではなく、地域を管理する費用だから面積割の要素も必要なのではないかという意見も出ており、全てが人口ではない。議員定数にも人口割という問題がかつてあったが、昭和22年に現在の自治制度ができた時に前例踏襲で人口割の議員定数となっている。

(3) 問題の一つは議員定数減について大方の地域住民は賛成をする。中には文書にして議員定数を削減すべきという要望書すら出る。これは行政改革の一環だから議員も減らすべきとか、人口が大きく変動しているのだから見直すべきではないか、さらには地域住民から強い要望が出ているではないかという理由である。しかし、これは一体どのようなことなのか、まず考えてみるべきではないかと思う。

(4) 地方分権推進委員会の勧告の中にも議員定数についてはこの際見直しをしてみてもいいのではないかと、もっと弾力的な運営を行ってもということがある。この4点を最後に私の意見を添えて申し上げたい。

2つ目は議会の役割についてであるが、行政改革・財政改革に対して議会改革をすべきなのであって、住民が削減すべきという裏には、「議会はあってもなくても同じではないのか」あるいは「議会は役割を果たしているのか」という気持ちがあり、要は議会を尊敬していない。極端に言えば、「議会は不用だ」と気持ちが定数削減の背景にあるのではないかと考えてみるべきである。まず、議会が取り組まなければならないのは大きな時代変革の中で議会自らの改革である。議会が本来の役割を果たしていくことが住民から信頼や尊敬を得ることになるのではないかという意味での議会改革である。

今日まで道路など公共土木事業を中心としたインフラ整備が行われてきたが、今や成熟社会と言われるようにどんな山村僻地においても自動車・衛星テレビ等があり、都市型の生活様式が農山村まで普及した。従前の議会構成は土木建設関係の議員が全国的に多かったが、都市型社会の成熟によって地域の公共課題もまちづくりに重点が置かれるようになってきた。地域の公共課題が量的なインフラ整備ではなく、住民が安心して暮らしていける地域社会をどのように作るか。少子高齢社会に突入し、特養老人ホームでは順番待ちの状況である。これで果たして豊かな社会と言えるのかという問題がある。また、若者は働き場がないために小樽に帰ってきたくても帰れない。企業誘致についても自治体議会は大変な重責を担っていると自覚すべきである。

また、地域の子供たちは文部省官僚に全部取り仕切られているため、教育問題の貧困がある。偏差値教育で成績の良い人たちばかりが教員になるため、授業についていけない子供の気持ちを理解できないという状況である。ま

た、まちの将来を担う子供たちが大学等を卒業後、故郷に戻るという教育もされないまま、日教組と文部省との不毛なイデオロギー対立が繰り返されている。子供が少なくなっているのであるから、教育問題は地域の重要な問題である。

環境や福祉の問題は成熟社会の重大な課題となってきた。このような問題は国の官僚による縦割り行政では対応できないため地方分権になった。そうなれば議員の役割は変わらなければならない。従来型の議会では役に立たず、そのことが「議員定数削減賛成」になっている。市民が定数削減に賛成するのは、議会が自らの役割を果たし得ていないという市民の評価と受け止めるべきである。

議会の役割について、4点申し上げる。

地域の公共課題を議会に提起するという役割がある。長い間行政は法律・通達を執行するのみで、職員は万事が大過なく、無難に退職を迎えるため、新しい地域課題に取り組もうとしない。国は権限を広げるために縄張りの拡大を図るが、地方公務員は逆縄張りでそれは自分の仕事ではないという人が多い。

公共政策・課題を議会が公の場に持ち出すことを争点提起機能という。執行部の提案する議案をただ承認だけしているのでは困る訳である。争点提起はまちの魅力・よさに変わってきているので、議員自身がまちの未来のために何が重要かが見えなければならない。

「虫の目」と「鳥の目」という言葉があるが、「虫の目」のように地元にはいつくばって自分の集落しか見えないというのではなく、高く飛び上がって時間的にも、また、空間的にも全地域を見渡して、小樽の公共課題は何かという「鳥の目」が必要である。そのような「鳥の目」のない議員は交代しなければならない。

争点提起は優先順位も含めて判断し、それを議会の場に出すということである。何がわがまちの公共利益かを議論して決めるのが議会の役割である。それは執行機関だけでは無理である。一般的には選挙区のことしか考えていない議員もいる。これまで多様な住民意思を代弁して、公共課題を議会に持ち出すという役割を果たしてきたのか。これを反省するところから議会改革があるのであり、反省がないところに何の進歩もない。

執行機関は強大な執行権限と財政権限を握っている。従って万事無難に大過なく、転勤・人事第一主義となっているぬるま湯の執行機関を、絶えず住民のためになっているか、行政の執行・組織・制度の運営を市民の立場から管理・監督するのが行政監視という機能である。

議会と執行部との間に一種の緊張感関係、何でもかんでも反対では住民が不幸になるが、何でもかんでも賛成ではこれも仕様がな。なれ合い、癒着ではなく行政を市民の将来のためにチェックするという議論が必要である。

まちをよくするため、公共政策の策定と実行のそれぞれの段階で議会の意思を決定し、自治体の公的意思を議決という形で決定する。これが議会が議決機関と言われる所以である。

そもそも山県有朋が明治政府の意向を末端に浸透させるために、議会を形だけにしてなるべく力を持たせないようにしたかったということがあった。しかし、制度はそうなっているので、それを現実の制度の中で意義あらしめ、要所所で自治体意思を決定するという役割を果たすには、オール与党やなれ合い与党とか、執行部提案をただ承認するだけの議会ではだめである。

都市型社会に成熟した自治体の公共課題は上物等の整備が主要なものではなく、質的なまちづくりへと変わっている。それは安心して暮らせる福祉社会をどうつくるかということであり、自分の居住地域を愛する気持ちが住民の中に育ってこない限り、公共課題の解決はできないという時代に入ってきている。

これまで自治体は国の方針に追従し非常にロスが大きかったが、地方分権の時代に入り成熟社会になっていくと、その地域にまちづくりの能力があるかどうか、従来型の行政職員や従来型の自分の集落のことしか考えない議員ばかりのところはこれからは間違いなく衰退していく。しかし、それは議会や行政に不満をおいたのは、自分たちが自分たちの町を愛する気持ちがないからである。自分たちが町のことを考えることをしなかった。他人任せだったからである。そのようなことが出てくる時代である。

議会の第4の役割は、今何がわがまちにとって取り組んでいくべき重要課題なのか、その判断する情報・資料等をまちの人達に知らせるということである。そのようにすればまちの人達も我がまちに対する問題点がはっきりと見えてくる。これを争点情報という。

2つ目はどのようにしたらその問題を解決できるのか。法律的な・制度的な問題点はどこにあるのか、これを専門情報という。3つ目は基礎情報である。これはある問題について隣の町ではどのように解決しているか、その資料・データを収集する。その資料を部長や課長だけにしか見せるのではなく、職員全員のものにする。自分だけ知って部下にその内容を教えないようなまちは発展しない。まちの人が同じように判断材料を持つということである。ただ、現実としては情報は住民の知らないところで非公開・密室取引型になっている。議員が住民に情報を知らない方がよいと考えたとしたら、議員としての役割は終わっている。もしそれが続けられているとしたら、そのまちは結果的に不幸になる。

情報については公開制度と共有制度がある。議会がまちに係わるいろいろな情報を住民に知らせるという機能を果たすためには、議員一人一人がまちのことについて自己研さんを積み、見識を高める努力が必要である。ただ、議員だけでそのようにしようと思ってもなかなか限界がある。議会議務局の充実ということも必要であるし、あるいは共通の政策スタッフを雇用するとか、また、公聴会等の場を設け、公聴人や参考人の意見を聴くべきである。これからの議会の役割は行政レベル・政策水準を上げるということである。国の仕事をただ下請けで行っている時は、国の窓口となっている行政職員の方が仕事を知っている訳である。ところがまちの未来をどのようにつくっていくかというときに、行政職員は終身雇用・年功序列の中で全体のことを分かる人を管理職に任用するため、スペシャリストが育たない人事システムになっている。

議員が各市を訪れ、地域の実情を視察することによって政策のレベルが上がる時代に入っている。地方分権、成熟社会の到来により、まちの公共課題が提起されるようになったため、今までのようなものを作っていればよいという時代ではなくなっている。前例のない仕組みを作らなければならない。例えば環境ホルモン、ダイオキシン等の問題はこれまで分からなかったことである。ある問題については極めて詳しく、精通した専門分野を持つということが議員として必要になる。議員が専門分野を持ちレベルを高めていくことが総体的にまちのレベルを上げていくことになる。そうなれば議員もある程度必要である。

あまり議員数を少なくすると分担できなくなる。そのような意味からも議員定数の問題は新たな議会の役割が出てきていることとの兼ね合いで考える。単に類似都市の状況、人口の趨勢、あるいは行政改革云々を言う前に、議会がもっと活力を持つということでないだろうか。議会改革こそ重要ではないかと考えてみる必要があるのではないか。

3つ目として議会改革をどのように行っていくかである。一つは失いかけている住民の信頼を取り戻すためには何をしたらよいのか、これが議会改革の重要なポイントではないか。二つ目の柱は議会の政策水準を高めるということである。

(1) まず、住民の信頼を回復し尊敬されるためには、今議会で何が議論されているか市民に分かるようにすることである。議会の慣例・先例はその時は必要であったが、新しい時代とともにその見直しが必要である。例えば住民が議会傍聴に来ないのはまちのことについて関心がないためと言うが、議会日程・質問者・質問通告等の資料を置くとか、あるいはオンブズマン的な解説者を置き、傍聴に来て分かるような措置をすることが必要である。また、住民も忙しいため毎回議会傍聴することは無理なので、夜間議会を行うというのもよいと思う。

(2) 次に議会広報である。伊達市では議会改革に取り組んでおり、議員控室には「厳粛信託」という文字が掲げられている。憲法の前文に「この権限は国民の厳粛な信託」と書かれているように、伊達市議会は「議員は伊達市民の厳粛な信頼委託契約によって」構成されているというわけである。また、伊達市議会会倫理要綱がつけられている。伊達市では議員定数を削減しないかわりに議会改革を市民に向かって約束し、それを実行に移している。

住民の信頼を回復するためにできることから始める。例えば小樽市の場合、もう少し傍聴席を横に出した方がいいのではないかと。また、議長席も少し高いかと思う。傍聴者に配慮した議場のレイアウトも必要である。

伊達市議会の場合、定例会の日程等についてお知らせし、提出された陳情・請願がいつ審議され、また、その問題については地域や団体との交流会・懇親会など話し合う場を募り、意思疎通を図るという努力をしている。

(3) 議会の政策水準を高めるために公聴会や参考人からの意見聴取、さらには視察を大に行ったらよい。視察は見聞を広めるのによいと思う。ただ、夜のカラオケ等による接待はよくない。そのためにも議会事務局職員の同行はやめるべきである。議員視察とは別に議会事務局として視察を行うべきである。仮に一緒に視察に行っても2班に分かれ、相手の議会事務局と話をすると大変得るところがあると思う。今は交流の時代なので、議員が先進都市を視察するのに決して経費を惜しんではならないと思う。

(4) 右肩上がりの経済の時代が終わり、物凄いスピードで少子高齢化社会に入っていくという重大な時期に、議員の政策水準を上げるため、自己研さんし、議会と住民との関係をオープンにすることが必要である。

(5) 議会改革の5つ目は、議会の構成メンバーの年齢別多様性ということである。小樽市議会では比較的年齢が広がっているようであるが、女性議員が増えることが必要である。昔は女性は感情的であるとか、視野が狭いとか言われたが、逆に女性の視野は広まっている。議会のレベルを上げていくためには、いろいろな会派、階層、職業別・年齢層の人が議員として立候補できる条件を大局的な立場で考えていくべきである。

最後に冒頭話をした(1)現在、行政改革を進めており、議会としても定数削減に協力せざるを得ないのではないかと。(2)人口減により過疎が進んでおり、少なくとも議員定数の枠を見直していいのではないかと。(3)住民は定数削減に賛成しており、これは住民の声ではないかと。(4)地方分権推進委員会から勧告が出されている。議会の役割がますます重要になっているというのが同委員会の狙いである。どんなに自治事務等が拡充され、条例で定めなければならない時期になっても、依然として国のマニュアル条例・標準条例を採用している。地域の実情にあった議会議決を求めているのが地方分権推進委員会の切なる気持ちである。したがって議員定数は人口が何万人から何万人までは何人という機械的なものではなく、もっと地域の実情に応じて定数を定め、また、政策スタッフを置いて専門化した議会にするということがあってもよいと思う。あるいは今の議員数の3倍くらいにして多様な意見を出し合い、十分議論するというような議会があってもよい。

地方分権の時代とともに地方の権限が大きくなるので、活力を持った弾力的な議会運営を求めているのが地方分権推進委員会の狙いである。同委員会が求めているのは議会の改革であり、議会の活性化である。議会が住民の信頼を回復することを求めているのであって、定数を削減すべきとは一言も言っていない。

ほとんどの住民が定数削減に賛成するのはよく考えたうえでというよりも、議会に対する不信任と受け止めるべきではないかと。勿論住民の中にはいろいろと考えたうえで削減すべきという声もあるが、議会が住民に信頼されていないため議会不用論まで出る状況である。勿論高潔な人格の持ち主、個別利益の代表ではなく、まち全体のことを考えている議員がだんだんと増えている。しかし、今の議会のレベルであれば、議員削減分の経費が浮くのではないかと議論になっている。

しかし、仮に議会が住民の信頼を回復するようになったら、歳費を上げもっと数を増やしてもいいのではないかとということになる。かつて武蔵野市では市職員退職金条例の是非めぐり、市長の交代にまで発展したが、ある住民は「武蔵野市はこれだけ生活水準が高いので、市職員の退職金が高くても構わない。ただ、労働組合が一緒になって内容を隠しまわるため、このようになっただけである。正々堂々とそれを公開し、職員が率先して仕事をしているということが分かれば、日本で最高の退職金を出しても誇りに思う。」と語っていた。

住民が議員数をもっと増やしてもいいと言うためには信頼を獲得しなければならない。伊達市のケースでは削減すべきという意見に対し、現状維持を主張する一つの意見としては「我々は議会改革をすべきである。まず議会改革案を実行に移すことが必要である。」という意見がある。その際に定数削減と議会改革

の両方を行うとあまりインパクトがないので、削減は行わない代わりに議会改革を実行すると言えば、それ分提案した方は責任が重大となる。提案者の負担を軽くするのであれば、定数削減と議会改革の両方を行った方がよい。負担を重くするのであれば、削減しないで改革を約束して実行に移せば、議会の権威・信頼という点では大きいということになる。

人口が減少しているので、定数も削減すべきであるという意見がある。明治21年の人口割をそのまま昭和22年の自治法改正の時に踏襲しているが、地域社会の構造は大きく変化し、地域の人たちの職業も多様になっている。全国的に都市型社会が成熟し、公共的な政策・制度等をつくることによって、人々の生活条件が整うという時代に入っている。地域構造が大きく変化しているので、人口だけを一つの目安に議員定数を考えるのはバランスに欠けるのではないか。地域社会は大きく変貌している中で、議会の第一の役割であった「争点提起機能」を果たしていくためには、それぞれ専門分野を持った議員がある程度いることが必要である。それが現在の数で多いか、少ないかはそれぞれの議会で決めることである。人口だけが一つの主要な指標ではない。

次に行政職員も削減しているので、議員も減らすべきという意見がある。議員が行うべきことは痛みをともにして削減するのではなく、議会の役割を活発にすることにある。行政職員をやみくもに削減すればいいというものではない。行政職員を削減するというのは、余りにも無用な仕事をしているからではないか。道庁では6割くらいの職員が必要のない仕事をしている。議員の質問に対し、どのような答弁をするかまで事前に見せ合い、双方が一言一句変わらず読み合うということなどを行っている。従来行ってきた行政事務を見直し、スクラップしながら新しい行政需要に対応すべきである。

今行うべきことは議会の活力を取り戻すことであり、議会の改革である。定数削減にストレートに向かうべきではない。

委員長

これより質問を受ける。

高階委員

先程、森先生から成熟社会における議会の役割を真剣に論議すべきではないかという話があった。これまで小樽市議会では議会報やモニターテレビの問題が論議されているが、なかなか意見がまとまっていない。質問というよりも意見を聴きいろいろと参考になったと申し上げたい。

武井委員

議会の改革に向けて、議員は専門的なレベルを上げるべきであると話があった。現在、本市議会では自治法に基づき4常任委員会が設置されているが、各委員会に所属している議員は所管のことはよく承知しているが、他の所管についてはあまり専門的でないという状況である。常任委員会のあり方について、どのように考えているか。

また、仮に定数削減ということになった場合、各委員会の定数にアンバランスが生じてくることについてはどのように考えているか。

佐藤(幸)委員

自治法第91条第2項はどのように解釈すべきか。

斉藤委員

全国に25才から30才くらいまでに当選した若手市議の仲間が約200人いる。その中で1・2期を務めて引退する議員は特に専門分野を持っている人に多い。これは情報公開条例等によって情報へのアクセスがある程度担保されているので、民間人となって志を果たした方が近道であるという状況が全国で起きている。これに対する感想があれば伺いたい。

今回の議員定数の問題についていろいろな意見を聞いてきたが、定数の線引きをすることによって次の改選を目指した各会派の一種のゲリマンダリングに映り、力が入らないところがある。その辺についてはどうか。

鈴木委員

議員定数の背景には議員の資質・議会の資質が問われているということが先生の言いたいところと理解している。来年、地方分権の動きがいろいろと出てくると予想されるが、どのように考えているか。

森教授

常任委員会をいくつにするかは議会の意思ということになるが、議員定数の削減によってある委員会の定数が若干減少することはあっても、極端に少なくなることはないと思う。しかし、数は少ないけれども構成メンバーによっては多様な意見が出され、レベルが高いということも有り得る。むしろ常任委員会の制度を積極的に活用し、委員会単位で地域の問題を話し合ったり、常任委員会主催の市民討論会を行うなど、議会内だけではなく、外に出て発言をすることによって市民の信頼を得ることも必要ではないか。

自治法第91条2項はどのような場合でなければ、議員定数の削減ができないということは全くない。例えば交通・通信手段が非常に便利になり、全体意思の把握が極めて簡便にできるようになったとか、あるいは集落地がどのように分断してきたので、もう少し議員の数を増やしてもよいのではないかなど増員・減員両方あってよいと思う。

若手議員の引退は残念である。ただ、志があって議員になったのであるから、議会の中で改革のエネルギーを燃やすということもあってよいと思う。以前は地方議会と言えば、レベルが低いという風評があった。しかし、今は特に市町村議会では介護保険・ダイオキシン問題、産業の衰退による人口減などが大きなテーマになっている。議員の連絡会議も非常に広がっており、今、自治体議会は時代の大きなテーマになっている。そのような意味では新しい志を持った人達が立候補できるようになってほしい。音更町で町村議会議員の研修会を行った時に、町村議会を陰で「老人クラブ」と言っている人もいるという。高齢の議員は早く引退し、自分では立候補できず票を集められない人の後援に回って、まちの未来を担う議員を送り出していく時代である。

休憩 午後1時40分

再開 午後2時00分

委員長

意見交換に入る。

佐藤(幸)委員

各会派の考え方がまとまっていると思う。我が党は定数を32人、共産党は40人ということであるが、その他の会派の考え方を示してもらいたい。

西脇委員

「市議会議員定数を法定数とすることを求める会」があり、その構成メンバーに我が党も入っているので、間接的に定数を40人にしてほしいということになる。

武井委員

理事会では今日態度表明をするということになっているのか。先程の先生の話を中心に各会派の意見を述べると聞いていた。

委員長

そのとおりである。

武井委員

態度表明を行うということであれば、理事会を開いて意見調整をしながら論議すべきではないのか。この場で態度表明をするとは聞いていない。

佐藤(幸)委員

先程の理事会では態度表明まで踏み込んでいない。意見や考えがあれば出してもらいたいということである。それについて発言するか否かは自由である。

見楚谷委員

当委員会に付託されている議案第29号、陳情第79号、第82号、第83号については我々の身分に関する問題なので、各会派の意見を聞きながら態度表明をしたいと考えている。自民党としては公明党から提案されている定数32人の改正案について現状としてはどうなのかという考えは持っている。今日、決着するというのであれば態度表明をするが、意見交換という中ではこれが精一杯かと思う。

西脇委員

森教授の意見を聴き、改めて議会の活性化、住民から信頼を得るにはいかにすべきかが問われていると感じた。先生は議会構成の多様化が望まれると同時に、立候補しやすい条件を確保することも大切であると話をしていた。その点では32人を選ぶよりも、法律で認められている40人を選ぶことに公明党も協力できないか。

また、議会の活性化についてはせめて定例会毎に議会報の発行やモニターテレビの設置等を行うべきと思うがどうか。

佐藤(幸)委員

議員数は多い方が望ましいと思う。ただし、先生が述べた理想と小樽市議会の中身は余りにも違い過ぎる。議会報も発行されておらず、市民には何も知らせていない。私も議会報の発行やモニターテレビの設置等を主張してきたが、自民党はこれらを否定してきた。

一生懸命に議員活動を行えば定数についても考えるが、老人クラブと言われるような今の議会では先生が話した理想と余りにも違い過ぎる。議会活性化のためには90%の当選率を有するような選挙ではなく、もっと多くの人が立候補でき、4年間きちんと議会活動を行ってこなければ厳しい市民の審判が下されるという議会をつくっていきたい。その意味で今回の提案ということになった。

確かに数も大事であるが、資質も大切である。そこを乗り越えていかなければ良い議会はできない。市長が提案した議案を全て良しとする議員ばかりが集まっても決して良くはならない。その意味では人口比や市民負担等、いろいろな面から提案したということである。

斉藤委員

共産党が賛成している40人と公明党が提案した32人は議会を市民のものにするという点で目的は同じであるが、手法が違っている。理屈で解決できないのであれば、市民との意見交換をしてきた中で肌で感じたものを態度で表明するしかないと思う。我々は提案権がないので、32人・36人・40人の3つから選択しなければならないという立場を理解願いたい。ただ、増員には向かわないのは確かという気がする。

議会改革については今日の先生の話になるほどと思った。また、活性化についてもそのとおりである。ところがこれを望む議会の形にするとしたら、議会活性化のためには情報公開がどうしても必要である。もう一つは議会運営のルール化をしていかなければ、結果として議会改革は進まないという気がする。代表質問制でありながら、野党であるという理由から慣習で2人が行っているが、我々にとっては非常に理解し難い。それらを情報公開と併せて整理していかなければ実効を上げられないと思う。

武井委員

法定数40人で減員している全国の都市30市を調べると、24市では議員1人が占める行政面積は1平方キロメートル以下である。本市は6平方キロメートルを超えており、この点も無視できないのではないかと。

2点目は地方分権の問題も視野に入れていかなければならないと思う。当然この中には定数問題が入ってくるし、しかも町村合併の問題が大きく取り沙汰されると思う。これらの問題が今後どのようなようになるのか、地方分権問題も

含めた中で今後議論していかなければならないと考えている。

3点目は住民の信頼回復に努めなければならない。会津若松市では議員は兼業しながら行えるものではなく、プロフェッショナルになるべきであるとし、その代わり議員報酬についてはそれなりのものを出すことに市民は惜しまないということである。そのような時代に来たと思う。

また、地域構造が大きく変化しており、単に人口問題だけではなく、全ての問題を含めて失いかけているバランスを取り戻すことが必要であり、議員の任務がもっと論議されるべきではないのか。

佐野委員

問題なのは今日の段階で、自民党や民主党の態度がどうなのかということである。具体的に責任のある対応をしてもらいたい。

武井委員

態度表明をしなくても、先程の話で私が何を言いたかったか分かってもらえたと思う。

佐野委員

民主党の態度がはっきりとしないと、この議論は先に進まないのではないかと。

武井委員

理事会で今日態度表明をすると決定したら、きちんと表明したい。

見楚谷委員

我が党は19名の過半数を持っている党であり、案件については責任を持って対応していかなければならない。我が党は過半数を持っているので、態度表明をすれば結論が出てしまうことになる。

佐野委員

過半数を持っているため、採決すれば結論が出ることを懸念しているのであれば、最後まで責任を持って調整するということがか。

見楚谷委員

定数問題は我々議員の身分に係わる問題である。自民党は現在19名の議員数を有しており、仮に公明党の提出議案には反対、法定数の確保を求める陳情には反対と表明すれば、今後意見交換の場はなくなってしまうのではないかと。理事会で態度表明をすることが決まれば、その時はきちんと表明したい。

佐野委員

そうならばこれから無意味な議論が延々と続けられることになる。確かに自己の身分の問題ではあるが、身分イコール利害と相通ずることである。議員定数をどうするかということであり、身分の話とは違うのではないかと。

武井委員

我が党も態度表明をすることが決定されたのであれば行うが、今日の理事会では森先生の意見を聞いた後に理事会を開催し、態度表明も含め取り扱いを協議すると聞いていた。

委員長

森先生の話参考に意見交換をする場と思っていた。ところが各党の態度はどうかということであれば、意見調整のため委員会を休憩にし、理事会を開催した中で態度表明ということになると思う。先程の先生の話も参考にしながら、来年の選挙において新しく選出される議員構成の中で時間をかけた討議が必要であり、今短兵急な議論にはならないと思う。

高階委員

市民団体や今日の先生の話に基づいて、今後さらに慎重審議をすべきと思っている。問題が全て出尽くしたような意見もあるが、決してそうではないと思う。議員定数の問題は議会制民主主義がどうあるべきかという最も基本に関わる問題である。定数を削減した場合、あるいは法定数の場合はどうか、国民の参政権に関わる問題であ

り、軽々にこれがよいとは言えない大事な問題ではないか。お互いにその辺を意見交換すべきではないかと思う。

経費の節減や財源問題が出されているが、一つは議会費が高いとか低いとかという狭い範囲で捉えるのではなく、市財政がこのような厳しい状況になった原因は何かを掘り下げて議論すべきであり、それが意識的に避けられているように感じられる。

今日の先生の意見を聴き、落ち着くところは議会の活性化に向かうのではないか。伊達市も当初定数削減の話があり論議した結果、定数削減は行わず議会の活性化をどのように図っていくかということになった。市民から見れば議会が何を行っているか分からない、何回選挙しても同じであるということではいけない。この点は共通して話し合いができるのではないか。また、議会運営に責任を持つということから議会ポストについても比例配分すべきである。議会の活性化という点で、与野党の区分を越えて市民に責任を持つということであれば、もう一度根本から考え直すべきではないのか。

佐藤(幸)委員

行政改革懇話会のメンバーに連合の会田氏が入っているが、連合は民主党の支持母体でもあり、定数削減については民主党と話し合いはされているのか。

また、共産党は定数を法定数に戻すべきと言っているが、現実には現行条例を廃止する条例案が可決されなければ実現できない。廃止条例案はいつ提出するのか。

武井委員

定数削減については納得できないという立場で連合には申し入れをしている。

佐々木(勝)委員

連合と懇話会が直接話し合ったのではなく、連合の会田氏を介してももの考え方が示され、懇話会の中でもいろいろな意見があった。当初削減すべきという提案がされたが、全く実現に至っていないということがあり、その後、さらに削減の数字が変わっていったという経過がある。そこには直接連合は関わっていない。直近では11月17日に連合と話し合いを行い、議会の活性化という部分が市民に見えてこないのではないかというやり取りをした。

佐藤(幸)委員

一度会田氏を委員会に呼んで直接話を聞いてみたいと思う。いろいろな意見があった中で懇話会として結論をまとめたものと思う。

武井委員

行革懇話会から議長に定数削減の要請が2度行われている。最初は1~2名の削減ということであったが、その後定数は30名でも可能という趣旨で要請が行われた。我々としても各市の行政面積等の資料を見ても、この数字は理解できない。

佐藤(幸)委員

会田氏本人から直接話を聞いてみたいと思う。いずれにしても削減するという事に賛成したのかを聞いてみたい。

高階委員

陳情を提出した28団体の中には共産党地区委員会も入っているので、共産党としての態度は明らかである。しかし、議会の流れによっては今佐藤委員から話のあったことも選択肢の一つとして念頭に置いている。

斉藤委員

我々の立場は提出された議案・陳情に対し、どれかに賛成するしかない。自民党は19名の過半数を占めているので、態度表明をしたら結論が出てしまうという話があった。そうであれば、いずれかの時点できちんと意見交換を終結してもらわなければならないと思う。

見楚谷委員

先程連合の会田氏の話が出てきたので、それをどのように取り扱うのかということで発言を控えていた。ただ、先程の理事会では今日で意見交換を終結するという話にはなっていなかった。意見交換をした中で話し合いによって採決するというのであれば、それでよいと思う。ただ、新たな提案がされたので、その辺がどうなのかと思う。

委員長

公明党と共産党の意見は全く対比しており、同一になることは有り得ないと思う。初めは公明党提案の議案説明、それに対する質疑、また、各陳情団体の代表者及び4団体から補足説明を受けてきた。新たに連合の会田氏から話を聞くということになれば、他の会派からも同様の話が出てくるかと思う。意見は既に出尽くしていると思う。

斉藤委員

自民党が沈黙を守っているのであれば、聞くことがないという気がする。今日の先生の話聴き、速やかに議会の発行など具体的な議会改革が決定されたら、今後の意見交換は違ってくると思う。ただ、現状のまま意見交換を行っていくのはどうなのかと思う。

今新たに提案された会田氏からの意見聴取については話を聞いてみたい。

武井委員

佐野委員は態度表明をすべきと言うし、一方佐藤委員は連合の会田氏から話を聞きたいということであり、どちらが党の態度なのか。組合と党との関係についてはいろいろな話し合いは行っているが、組合に対し我々が指示できる立場にないし、あくまでも分離している団体である。

佐々木(勝)委員

行革懇話会が市長に提言を行ったということであり、連合が議会に陳情を提出しているということではない。

佐藤(幸)委員

物事がはっきりしなければ、こちらも質問できない。定数36人を主張するのであれば、その背景は何か。また、34人であれば、どのような理屈でそのようになるのか、いろいろと議論を重ねていくことが大事なことである。ただ、議案第29号を否決すればいいということではないと思う。

会田氏については市長に提言を行っているだけでなく、議長にも要請文を提出しており、その意味合いは非常に大きいと思う。会田氏もいろいろと意見があると思うので、その辺の話を聞いてみたい。

また、廃止条例案について、高階委員は提出するか否かを検討するという事なので、その間は検討してもらいその後委員会を開催するという事になるかと思う。今日結論を出すという問題ではなくなったと思う。

見楚谷委員

共産党から廃止条例案を提出するという事になれば、今日決着するという事にはならないと思う。

佐藤(幸)委員

今日はこれで委員会を終了し、今後の取り扱いについて理事会で協議したらどうか。

佐野委員

定数問題は一般の議案と異なる問題である。現在、意見交換という形で議論しているので、少なくとも自民党の考え方を明らかにしてもらいたい。

見楚谷委員

討論の際に付託されている案件について、理由を述べて態度表明をしていきたい。

佐野委員

自民党の考え方が示されれば、それに対する議論もしたいと思う。

見楚谷委員

議案を提出しているのは公明党であり、そのための審議を現在行っているわけである。我々はそれを受けてどのようにするか検討をしている。

佐野委員

最終的にはきちんと採決をしなければならないが、その前にこのような形で意見交換を行っているわけなので、責任ある大会派としての考え方を示した中で議論をしながら、採決に至ってもらいたい。それが意味では責任ある対応と思う。

見楚谷委員

確かに意見交換の場なので、仮に36人あるいは34人にしたいという場合には、明確に理由付けをしなければならない。

佐野委員

今後の取り扱いについて、もう少し理事会で協議願いたい。

委員長

佐藤委員から新たな提案があったが、今後新たな提案を受けていったら来年の改選期を迎えてしまうという気がする。ただ、共産党から廃止条例案の話も出てきたので、暫時休憩し理事会を開催したい。

武井委員

理事会の進め方について意見を述べたい。当委員会は議案第29号、陳情第79号、第82号、第83号について審議する委員会と思っている。我々が新たに議案を提出するのであれば別だが、提出していないのにもかかわらず、何故態度表明をすべきと言うのか。

理事会でその辺がきちんと整理されていないため、このような問題が出てくるのではないか。理事会で例えば期限をいつまでにするとか、態度表明をどうするかなど、きちんとしなければ、いたずらに混乱を招くのではないか。

委員長

各会派の態度がそれぞれ違うので、理事会の開催については時間を貸してもらいたい。

斉藤委員

民主党から35.9人という根拠を示されたが、数字の根拠が理解できない。後程説明願いたい。

武井委員

議員同士のやり取りというこの委員会の持ち方がおかしいと思う。我々は提案者には質問できるが、議員同士のやり取りはできないはずである。

斉藤委員

意見交換ということなので質問しているわけであり、そうでなければ質問はしない。

休憩 午後2時55分

再開 午後6時45分

武井委員

委員同士の質問は本来おかしいと思っている。先程の質問について、それぞれの数字の取り方は各会派によっていろいろな算定の仕方があると思う。ただ、統計学の中では平均値を求めて算出する方法がある。今回の場合は15万から20万人の中間値である17万5,000人を基礎に、その結果の数値として35.9人ということである。

委員長

散会宣告。